

# 〇三浦市議会議員政治倫理条例

平成15年3月24日三浦市条例第13号

改正 令和元年9月27日三浦市条例第5号

(目的)

**第1条** この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならない。

(市民の責務)

**第3条** 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準の遵守)

**第4条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体及び個人（以下「法人等」という。）のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員（規程で定める職員を除く。）の採用、昇任、降任又は転任に関与しないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(市の契約に関する遵守事項)

**第5条** 議員、議員の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族が役員又は出資をしている法人等は、市が行う請負その他の契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

(誓約書の提出義務)

**第6条** 議員は、規程に定めるところにより、この条例を遵守する旨の誓約書を議長に提出しなければならない。

(市民の調査請求権)

**第7条** 市民のうち法第18条に定める選挙権を有する者は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。

(審査会の設置等)

**第8条** 議長は、調査請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、三浦市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員9人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(政治倫理基準違反の審査等)

**第9条** 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
- 4 審査会は、審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該議員が政治倫理基準に違反すると認めるときは、理由を付した文書をもって、必要と認める措置を勧告することができる。
- 5 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない。

(議員の協力義務)

**第10条** 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(議員及び議会の措置)

**第11条** 議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定は、この条例の施行の日前になされた行為については、適用しない。

**附 則** (令和元年9月27日三浦市条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)